香川地方最低賃金審議会 第3回 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	平成30年10月11日 9時54分~11時01分			
出	席	状	況	公益を代表する委員	出席1人	定数3人	
				労働者を代表する委員	出席3人	定数3人	
				使用者を代表する委員	出席3人	定数3人	
主	要	議	題	1 冷凍調理食品製造業最低賃金について(金額審議)			
議	事	要	山口				

1. 金額審議について

前回の続きとして金額提示を求めたところ

労働者側 第1回提示額 : 794円 (+27円)

根拠: 考え方は変わらないが、使用者側の原材料の高騰等、厳しい状況も

理解できる。使用者側提示額793円と同じ影響率である794円を提示。

使用者側 第1回提示額: 793円 (+26円)

根拠: 提示額変更なし。

最低賃金の引上げは、最低賃金近傍の労働者の賃金だけでなく、全

体の賃金を見直す必要が出てくることから、影響は大きい。

労使双方より、審議も尽くしており、公益に一任するとの申出があったので、公益案: +26円 時間額793円 を提示したところ、異議なく全会一致、最低賃金審議会令6条5項を適用し、香川労働局長あて答申された。